

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第30条第1項の記載は、当分の間、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める事項について確認が行われた旨を明示したもので足りるものとする。

**委任** 「厚生労働大臣が定めるもの」「厚生労働大臣が定める事項」＝平19厚労告56「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める鳥類に属する動物及び事項」

附 則（平成19年5月2日厚生労働省令第82号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成19年6月1日から施行する。

（教育訓練に係る経過措置）

第2条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「新感染症法」という。）第56条の3第2項の指定又は新感染症法第56条の6第1項本文の許可の日において既に管理区域に立ち入ったことのある者に対する第1条による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第31条の24第1項第1号の規定の適用については、同号中「初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域」とあるのは「管理区域」とする。

2 新感染症法第56条の3第2項の指定又は新感染症法第56条の6第1項本文の許可の日において既に病原体等の取扱い、管理又はこれに付随する業務を行っている者に対する新規則第31条の24第1項第2号の規定の適用については、同号中「取扱等業務を開始する前及び取扱等業務」とあるのは「取扱等業務」とする。

（特定病原体等取扱施設の基準に関する経過措置）

第3条 二種病原体等を所持しようとする者であって、この省令の施行の日から30日を経過するまでの間に法第56条の6第1項本文の許可の申請をするものについては、新規則第31条の28第1項第2号並びに第5号ハ及びヘ（第31条の35第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成24年3月31日までの間は適用しない。この場合において、当該者は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 新規則第31条の29第1項第2号並びに第5号イ、ハ及びヘ（これらの規定を第31条の35第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成24年3月31日までの間は適用しない。この場合において、三種病原体等を所持している者は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 新規則第31条の30第1項第2号並びに第5号イ、ハ、ホ及びヘ（これらの規定を第31条の35第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成24年3月31日までは、適用しない。この場合において、四種病原体等を所持している者は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則（平成19年12月28日厚生労働省令第159号）